

保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成二十三年内閣府令第十一号）

改正案	現行
<p>第五十八条第一項第三号口中「収支」の下に「及び保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（法第百三十条に規定する保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準（保険会社及びその子会社等に係る同条各号に掲げる額を用いて定めたものに限る。）に係る算式により得られる比率をいう。次項第三号、第五十九条の三第一項第二号口(7)、第八十六条の二第二項、第九十四条第一項第八号、第百五条第一項第十九号及び第百五条の六第一項第十八号において同じ。）」を加え、同条第二項第三号中「収支」の下に「及び保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率」を加える。</p> <p>第五十九条の二第一項第三号口(10)中「基準」の下に「（保険会社に係る同条各号に掲げる額を用いて定めたものに限る。）」を加え、「をいう。）」を「をいう。第八十六条第二項、第百五条第一項第六号及び第百五条の六第一項第七号において同じ。）」及び次条第一項第二号口(7)に規定する比率（保険会社及びその子会社等に係る法第百三十条各号に掲げる額が存在する場合であつて、法第百十一条第二項に規定する説明書類を作成していない場合に限る。）」に改め、同項第五号水中「法第百三十条各号」を「保険会社に係る法第百三十条各号に掲げる額を用いて定めたもの」に限り、当該各号」に改め、「含む。」</p>	<p>第五十八条第一項第三号口中「収支」の下に「及び保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（法第百三十条に規定する保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準（保険会社及びその子会社等に係る同条各号に掲げる額を用いて定めたものに限る。）に係る算式により得られる比率をいう。次項第三号、第五十九条の三第一項第二号口(6)、第八十六条の二第二項、第九十四条第一項第八号、第百五条第一項第十九号及び第百五条の六第一項第十八号において同じ。）」を加え、同条第二項第三号中「収支」の下に「及び保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率」を加える。</p> <p>第五十九条の二第一項第三号口(10)中「基準」の下に「（保険会社に係る同条各号に掲げる額を用いて定めたものに限る。）」を加え、「をいう。）」を「をいう。第八十六条第二項、第百五条第一項第六号及び第百五条の六第一項第七号において同じ。）」及び次条第一項第二号口(6)に規定する比率（保険会社及びその子会社等に係る法第百三十条各号に掲げる額が存在する場合であつて、法第百十一条第二項に規定する説明書類を作成していない場合に限る。）」に改め、同項第五号水中「法第百三十条各号」を「保険会社に係る法第百三十条各号に掲げる額を用いて定めたもの」に限り、当該各号」に改め、「含む。」</p>

」の下に「及び次条第一項第三号八に規定する保険金等の支払能力の充実の状況（保険会社及びその子会社等に係る法第百三十条各号に掲げる額が存在する場合であつて、法第百十一条第二項に規定する説明書類を作成していない場合に限る。）」を加える。

第五十九条の三第一項第二号ロに次のように加える。

(7) 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

第五十九条の三第一項第三号八中「保険会社の」を「保険金等の支払能力の充実の状況（保険会社及びその子会社等に係る法第百三十条各号に掲げる額を用いて定めたもの）に限り、当該各号に掲げる額に係る細目として別表に掲げる額を含む。」及び「保険会社の」に、「法第百三十条各号」を「同条各号」に改める。

第八十六条の見出し中「用いる」の下に「単体の」を加え、同条第一項中「額は」を「額（保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を定めるために用いる保険会社に係る額に限る。）」に改め、同項第一号中「基金等の額（）」の下に「貸借対照表の」を加え、同項第三号の二中「含む」の下に「。次条第一項第四号及び第二百十條の十一の三第一項第四号において同じ」を加え、同項第六号中「土地」の下に「（海外の土地を含む。）」を加える。

第八十六条の次に次の一条を加える。

」の下に「及び次条第一項第三号八に規定する保険金等の支払能力の充実の状況（保険会社及びその子会社等に係る法第百三十条各号に掲げる額が存在する場合であつて、法第百十一条第二項に規定する説明書類を作成していない場合に限る。）」を加える。

第五十九条の三第一項第二号ロに次のように加える。

(6) 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

第五十九条の三第一項第三号八中「保険会社の」を「保険金等の支払能力の充実の状況（保険会社及びその子会社等に係る法第百三十条各号に掲げる額を用いて定めたもの）に限り、当該各号に掲げる額に係る細目として別表に掲げる額を含む。」及び「保険会社の」に改める。

第八十六条の見出し中「用いる」の下に「単体の」を加え、同条第一項中「額は」を「額（保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を定めるために用いる保険会社に係る額に限る。）」に改め、同項第一号中「基金等の額（）」の下に「貸借対照表の」を加え、同項第三号の二中「含む」の下に「。次条第一項第四号及び第二百十條の十一の三第一項第四号において同じ」を加え、同項第六号中「土地」の下に「（日本国内の土地に限る。）」を加える。

第八十六条の次に次の一条を加える。

(健全性の基準に用いる連結の資本金、基金、準備金等)

第八十六条の二 法第三百十条第一号に規定する資本金、基金、準備金その他の内閣府令で定めるものの額(保険金等の支払能力の充実に状況が適当であるかどうかの基準を定めるために用いる保険会社及びその子会社等に係る額に限る。)は、次に掲げる額(第一号から第七号までに掲げる額にあつては、少額短期保険業者に係るものを除く。)から繰延税金資産の不算入額として金融庁長官が定めるところにより算出した額を控除した額とする。

一～六 (略)

七 保険会社及びその子会社等有する土地(海外の土地を含む)。

()については、時価と帳簿価額の差額に金融庁長官が定める率を乗じた額

八 (略)

2 (略)

第八十七条の見出し中「通常の見出し中」を「単体の通常の見出し中」に改め、同条中「対応する額は」を「対応する額(保険金等の支払能力の充実に状況が適当であるかどうかの基準を定めるために用いる保険会社に係る額に限る。)」に改め、同条第一号中「第六十二条及び第六十一条の六十」を「次条第一号から第三号まで、第六十二条第一号及び第一号の二、第二百十条の十一

(健全性の基準に用いる連結の資本金、基金、準備金等)

第八十六条の二 法第三百十条第一号に規定する資本金、基金、準備金その他の内閣府令で定めるものの額(保険金等の支払能力の充実に状況が適当であるかどうかの基準を定めるために用いる保険会社及びその子会社等に係る額に限る。)は、次に掲げる額(第一号から第七号までに掲げる額にあつては、少額短期保険業者に係るものを除く。)から繰延税金資産の不算入額として金融庁長官が定めるところにより算出した額を控除した額とする。

一～六 (略)

七 保険会社及びその子会社等有する土地(日本国内の土地に限る。)については、時価と帳簿価額の差額に金融庁長官が定める率を乗じた額(当該額と同様の額(外国の当局が当該外国の法令における法第三百十条第一号に掲げる額に相当する額に算入することを認められたものに限る。)を含めることができる。)

八 (略)

2 (略)

第八十七条の見出し中「通常の見出し中」を「単体の通常の見出し中」に改め、同条中「対応する額は」を「対応する額(保険金等の支払能力の充実に状況が適当であるかどうかの基準を定めるために用いる保険会社に係る額に限る。)」に改め、同条第一号中「第六十二条及び第六十一条の六十」を「次条第一号から第三号まで、第六十二条第一号及び第一号の二、第二百十条の十一

の四第一号から第三号まで並びに第二百十一條の六十第一号」に改め、同条第二号中「第六百六十二條」を「次条第四号、第六百六十二條第二号及び第二百十條の十一の四第四号」に改め、同条第二号の二中「をいう」の下に「。次条第五号及び第二百十條の十一の四第五号において同じ」を加え、同条第三号中「変動その他の理由により発生し得る危険をいう。第二百十一條の六十」を「変動その他の理由により発生し得る危険をいう。次条第六号、第二百十條の十一の四第六号及び第二百十一條の六十第二号において同じ。」に改め、同号イ中「第二百十一條の六十」を「次条第六号イ、第二百十條の十一の四第六号イ及び第二百十一條の六十第二号イ」に改め、同号ロ中「第二百十一條の六十」を「次条第六号ロ、第二百十條の十一の四第六号ロ及び第二百十一條の六十第二号ロ」に改め、同号ハ中「第六百六十二條」を「第六百六十二條第三号ハ」に改め、同号ニ中「第六百六十二條」を「第六百六十二條第三号ニ及び第二百十條の十一の四第六号ハ」に改め、同号ホ中「第六百六十二條第三号ホ」を「次条第六号ニ、第六百六十二條第三号ホ及び第二百十條の十一の四第六号ニ」に改め、同条第四号中「第二百十一條の六十」を「次条第七号、第二百十條の十一の四第七号及び第二百十一條の六十第三号」に改める。

第二百十條の三第一項第四号中「収支」の下に「及び保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（法第二百七十一條の二十八の二に規定する保険持株会社の子会社である保険会社における保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準に係る算式により得ら

の四第一号から第三号まで並びに第二百十一條の六十第一号」に改め、同条第二号中「第六百六十二條」を「次条第四号、第六百六十二條第二号及び第二百十條の十一の四第四号」に改め、同条第二号の二中「をいう」の下に「。次条第五号及び第二百十條の十一の四第五号において同じ」を加え、同条第三号中「第二百十一條の六十」を「次条第六号、第二百十條の十一の四第六号及び第二百十一條の六十第二号」に改め、同号イ中「第二百十一條の六十」を「次条第六号イ、第二百十條の十一の四第六号イ及び第二百十一條の六十第二号イ」に改め、同号ロ中「第二百十一條の六十」を「次条第六号ロ、第二百十條の十一の四第六号ロ及び第二百十一條の六十第二号ロ」に改め、同号ハ中「第六百六十二條」を「第六百六十二條第三号ハ」に改め、同号ニ中「第六百六十二條」を「第六百六十二條第三号ニ及び第二百十條の十一の四第六号ハ」に改め、同号ホ中「第六百六十二條第三号ホ」を「次条第六号ニ、第六百六十二條第三号ホ及び第二百十條の十一の四第六号ニ」に改め、同条第四号中「第二百十一條の六十」を「次条第七号、第二百十條の十一の四第七号及び第二百十一條の六十第三号」に改める。

第二百十條の三第一項第四号中「収支」の下に「及び保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（法第二百七十一條の二十八の二に規定する保険持株会社の子会社である保険会社における保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準に係る算式により得ら

れる比率をいう。次項第四号及び第三項第二号、第二百十條の八第二項第二号口、第二百十條の十の二第一項第三号口(7)、第二百十條の十一の三第二項、第二百十條の十二第一項第十号、第二百十條の十二の三第一項第九号並びに第二百十條の十三第一項第六号において同じ。

「」を加え、同条第二項第四号中「収支」の下に「及び保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率」を加え、同条第三項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 申請者等及びその子会社等の保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率が当該認可後又は設立後五事業年度において適正な水準となることが見込まれること。

第二百十條の十の二第一項第三号口に次のように加える。

(7) 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

第二百十條の十の二第一項第四号八中「保険持株会社」を「保険金等の支払能力の充実の状況（法第二百七十一條の二十八の二各号に掲げる額に係る細目として別表に掲げる額を含む。）及び保険持株会社」に改める。

第二百十條の十一の二の次に次の三條を加える。

（保険持株会社に係る健全性の基準に用いる資本金、準備金等）
第二百十條の十一の三 法第二百七十一條の二十八の二第一号に規定する資本金、準備金その他の内閣府令で定めるものの額は、次に掲げる額（第一号から第七号までに掲げる額にあつては、少額短期保

れる比率をいう。次項第四号及び第三項第二号、第二百十條の八第二項第二号口、第二百十條の十の二第一項第三号口(6)、第二百十條の十一の三第二項、第二百十條の十二第一項第十号、第二百十條の十二の三第一項第九号並びに第二百十條の十三第一項第六号において同じ。

「」を加え、同条第二項第四号中「収支」の下に「及び保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率」を加え、同条第三項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 申請者等及びその子会社等の保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率が当該認可後又は設立後五事業年度において適正な水準となることが見込まれること。

第二百十條の十の二第一項第三号口に次のように加える。

(6) 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

第二百十條の十の二第一項第四号八中「保険持株会社」を「保険金等の支払能力の充実の状況（法第二百七十一條の二十八の二各号に掲げる額に係る細目として別表に掲げる額を含む。）及び保険持株会社」に改め、同条の次に次の三條を加える。

（保険持株会社に係る健全性の基準に用いる資本金、準備金等）
第二百十條の十一の三 法第二百七十一條の二十八の二第一号に規定する資本金、準備金その他の内閣府令で定めるものの額は、次に掲げる額（第一号から第七号までに掲げる額にあつては、少額短期保

險業者に係るものを除く。）から繰延税金資産の不算入額として金融庁長官が定めるところにより算出した額を控除した額とする。

一～六（略）

七 保険持株会社及びその子会社等が有する土地（海外の土地を含む。）については、時価と帳簿価額の差額に金融庁長官が定める率を乗じた額

八（略）

2（略）

（保険持株会社に係る通常の予測を超える危険に対応する額）

第二百十条の十一の四（略）

（適用除外）

第二百十条の十一の五（略）

第二百十一条の三十七第一項第三号ロ(9)中「基準」の下に「（少額短期保険業者に係る同条各号に掲げる額を用いて定めたものに限る。）」を加える。

別表（第五十九条の二第二項第五号水関係（保険会社））法第二百三十条第一号に係る細目の項中第六号の二を削り、第七号を次のように改める。

險業者に係るものを除く。）から繰延税金資産の不算入額として金融庁長官が定めるところにより算出した額を控除した額とする。

一～六（略）

七 保険持株会社及びその子会社等が有する土地（日本国内の土地に限る。）については、時価と帳簿価額の差額に金融庁長官が定める率を乗じた額（当該額と同様の額（外国の当局が当該外国の法令における法第二百七十一条の二十八の二第一号に掲げる額に相当する額に算入することを認めただものに限る。）を含めることができる。）

八（略）

2（略）

（保険持株会社に係る通常の予測を超える危険に対応する額）

第二百十条の十一の四（略）

（適用除外）

第二百十条の十一の五（略）

第二百十一条の三十七第一項第三号ロ(9)中「基準」の下に「（少額短期保険業者に係る同条各号に掲げる額を用いて定めたものに限る。）」を加える。

別表（第五十九条の二第二項第五号水関係（保険会社））法第二百三十条第一号に係る細目の項中六の二を削り、七を次のように改める。
ナ その定率額が定めらるる額

七 その他金融庁長官が定める額

別表（第五十九条の二第一項第五号水関係（保険会社））法第二百三十条第一号に係る細目の項中第八号を削り、第九号中「掲げる額」の次に「（保険会社に係るものに限る。）」を加え、「から八まで」を「から七まで」に改め、同号を同項第八号とし、同表法第二百三十条第二号に係る細目の項第一号中「平成八年大蔵省告示第五十号第二号第一項第二号に、を「五に、」と改め、同項第五号中「平成八年大蔵省告示第五十号第二号第一項第二号に規定する」を「第八十七号第一号に規定する額のうち、金融庁長官が定める」に改め、同表を別表（第五十九条の二第一項第五号水関係（保険会社単体））とする。

別表（第五十九条の二第一項第五号水関係（外国保険会社等））法第二百一十二条第一号に係る細目の項中第六号の二及び第六号の三を削り、第七号を次のように改める。

七 その他金融庁長官が定める額

別表（第五十九条の二第一項第五号水関係（外国保険会社等））法第二百一十二条第一号に係る細目の項中第八号を削り、第九号中「から八まで」を「から七まで」に改め、同号を同項第八号とし、同表法第二百一十二条第二号に係る細目の項第一号中「平成八年大蔵省告示第五十号第二号第一項第二号に、を「五に、」と改め、同項第五号中「平成八年大蔵省告示第五十号第二号第一項第二号に規定する」を「第六十二号第一号に規定する額のうち、金融庁長官が定める」に改める。

別表（第五十九条の二第一項第五号水関係（免許特定法人））法第二百二十八条第一号に係る細目の項中第六号の二及び第六号の三を削

別表（第五十九条の二第一項第五号水関係（保険会社））法第二百三十条第一号に係る細目の項中八を削り、九中「掲げる額」の次に「（保険会社に係るものに限る。）」を加え、「から八まで」を「から七まで」に改め、同項九を同項八とし、同表法第二百三十条第二号に係る細目の項一中「平成八年大蔵省告示第五十号第二号第一項第二号に、を「五に、」と改め、同項五号中「平成八年大蔵省告示第五十号第一項第二号に規定する」を「第八十七号第一号に規定する額のうち、金融庁長官が定める」に改め、同表を別表（第五十九条の二第一項第五号水関係（保険会社単体））とする。

別表（第五十九条の二第一項第五号水関係（外国保険会社等））法第二百一十二条第一号に係る細目の項中六の二及び六の三を削り、七を次のように改める。

七 その他金融庁長官が定める額

別表（第五十九条の二第一項第五号水関係（外国保険会社等））法第二百一十二条第一号に係る細目の項中八を削り、九中「から八まで」を「から七まで」に改め、同項九を同項八とし、同表法第二百一十二条第二号に係る細目の項一中「平成八年大蔵省告示第五十号第二号第一項第二号に、を「五に、」と改め、同項五号中「平成八年大蔵省告示第五十号第二号第一項第二号に規定する」を「第六十二号第一号に規定する額のうち、金融庁長官が定める」に改める。

別表（第五十九条の二第一項第五号水関係（免許特定法人））法第二百二十八条第一号に係る細目の項中六の二及び六の三を削り、七を

に 係 る	
法 第 百 三 十 条 第 一 号 に 係 る 細 目	<p>一 (略)</p> <p>二 損害保険契約を有する場合にあつては、第八十八条第一号に規定する額のうち、当該契約に係る額（<u>九に規定する額を除く。</u>）</p> <p>三～九 (略)</p>

別表（第七十五条の二第三項及び第一百五十四条の二第三項関係）の次に次の表を加える。

に 係 る	
法 第 百 三 十 条 第 一 号 に 係 る 細 目	<p>一 (略)</p> <p>二 損害保険契約を有する場合にあつては、第八十八条第一号に規定する額のうち、当該契約に係る額（<u>八に規定する額を除く。</u>）</p> <p>三～九 (略)</p>

別表（第七十五条の二第三項及び第一百五十四条の二第三項関係）の次に次の表を加える。

別表（第二百十条の十の二第一項第四号八関係（保険持株会社））

項目	記載する事項
法第二百七十一号に係る細目二十八	一～九（略）
法第二百七十一号に係る細目二十八	一（略） 二 損害保険契約を有する場合にあつては、第二百十條の十一の四第一号に規定する額のうち、当該契約に係る額（九に規定する額を除く。） 三～九（略）

別表（第二百十条の十の二第一項第四号八関係（保険持株会社））

項目	記載する事項
法第二百七十一号に係る細目二十八	一～九（略）
法第二百七十一号に係る細目二十八	一（略） 二 損害保険契約を有する場合にあつては、第二百十條の十一の四第一号に規定する額のうち、当該契約に係る額（八に規定する額を除く。） 三～九（略）

一 条 の 二 十 八 の 二 第 二	
---------------------	--

別表（第二百十一条の三十七第一項第五号口関係（少額短期保険業者））法第二百七十二條の二十八において準用する法第百三十条第一号に係る細目の項第七号を次のように改める。

七 その他金融庁長官が定める額

別表（第二百十一条の三十七第一項第五号口関係（少額短期保険業者））法第二百七十二條の二十八において準用する法第百三十条第一号に係る細目の項一号中「平成十八年金融庁告示第十四号第三條第一項第二号に」と「四に」とあるを「同項四号中「平成十八年金融庁告示第十四号第三條第一項第二号に規定する」と「第二百十一条の六十第一号に規定する額のうち、金融庁長官が定める」と改める。

別紙様式第六号第七中「1 ソルベンシー・スージン総額」を「

一 条 の 二 十 八 の 二 第 二	
---------------------	--

別表（第二百十一条の三十七第一項第五号口関係（少額短期保険業者））法第二百七十二條の二十八において準用する法第百三十条第一号に係る細目の項七を次のように改める。

七 その他金融庁長官が定める額

別表（第二百十一条の三十七第一項第五号口関係（少額短期保険業者））法第二百七十二條の二十八において準用する法第百三十条第一号に係る細目の項一号中「平成十八年金融庁告示第十四号第三條第一項第二号に」と「四に」とあるを「同項四号中「平成十八年金融庁告示第十四号第三條第一項第二号に規定する」と「第二百十一条の六十第一号に規定する額のうち、金融庁長官が定める」と改める。

別紙様式第六号第七中「1 ソルベンシー・スージン総額」を「

1
 (保険会社単体)「マージン総額」に改め、同様式第7の1記載上の注
 意及び同様式第7の2記載上の注意中「掲げる額」の次に「(保険会社
 社に係るものに限る。)」を加え、同様式第7に次のように加える。
 (略)

別紙様式第六号の二第7中「1 ヲルペンシー・マージン総額」を
 「(保険会社単体)「マージン総額」に改め、同様式第7の1記載上
 の注意及び同様式第7の2記載上の注意中「掲げる額」の次に「(保
 険会社に係るものに限る。)」を加え、同様式第7に次のように加え
 る。
 (略)

「第2 中間連結財務諸表」

1	中間連結財務諸表の作成方針
2	中間連結貸借対照表
3	中間連結損益計算書及び中間 別紙様式第六号の三百次中
4	中間連結キャッシュ・フロー
5	中間連結株主資本等変動計算
6	中間連結基金等変動計算書

「第2 中間連結財務諸表」

1
 (保険会社単体)「マージン総額」に改め、同様式第7の1記載上の注
 意及び第7の2記載上の注意中「掲げる額」の次に「(保険会社に係
 るものに限る。)」を加え、同様式第7に次のように加える。
 (略)

別紙様式第六号の二第7中「1 ヲルペンシー・マージン総額」を
 「(保険会社単体)「マージン総額」に改め、同様式第7の1記載上
 の注意及び第7の2記載上の注意中「掲げる額」の次に「(保険会社
 社に係るものに限る。)」を加え、同様式第7に次のように加える。
 (略)

「第2 中間連結財務諸表」

1	中間連結財務諸表の作成方針
2	中間連結貸借対照表
3	中間連結損益計算書 別紙様式第六号の三百次中
4	中間連結キャッシュ・フロー
5	中間連結株主資本等変動計算
6	中間連結基金等変動計算書

「第2 中間連結財務諸表」

1 中間連結財務諸表の作成方針
 2 中間連結貸借対照表
 3 中間連結損益計算書及び中間連結
 計算書
 4 中間連結キャッシュ・フロー計算
 書
 5 中間連結株主資本等変動計算書
 6 中間連結基金等変動計算書
 第3 保険金等の支払能力の充実の状況に
 関する書面
 第3 (表略)

1 中間連結財務諸表の作成方針
 2 中間連結貸借対照表
 3 中間連結損益計算書
 4 中間連結キャッシュ・フロー計算
 書
 5 中間連結株主資本等変動計算書
 6 中間連結基金等変動計算書
 第3 保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面」
 改め、同様式に次のように加える。

包摂利益計算書 に改め、同様式に次のように加える。
 別紙様式第七号第14中「1 ソルベンシー・レージン総額」を「
 (保険会社単体)・レージン総額」に改め、同様式第14の1記載上の注
 意及び同様式第14の2記載上の注意中「掲げる額」の次に「(保険会社に係る
 社に係るものに限る。)」を加え、同様式第14に次のように加える。

別紙様式第七号第14中「1 ソルベンシー・レージン総額」を「
 (保険会社単体)・レージン総額」に改め、同様式第14の1記載上の注
 意及び第14の2記載上の注意中「掲げる額」の次に「(保険会社に係る
 社に係るものに限る。)」を加え、同様式第14に次のように加える。

(略)

別紙様式第七号の二第14中「1 ソルベンシー・マージン総額」を「(保険会社単体)・マージン総額」に改め、同様式第14の1記載上の注意及び同様式第14の2記載上の注意中「掲げる額」の次に「(保険会社に係るものに限る。)」を加え、同様式第14に次のように加える。

(略)

「第2 連結財務諸表

- 1 連結財務諸表の作成方針
- 2 連結貸借対照表
- 3 連結損益計算書及び連結包括利益計算書
- 4 連結キャッシュ・フロー計算書
- 5 連結株主資本等変動計算書
- 6 連結基金等変動計算書

「第2 連結財務諸表

- 1 連結財務諸表の作成方針
- 2 連結貸借対照表
- 3 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

利益計算書 ㌵

㌵

(略)

別紙様式第七号の二第14中「1 ソルベンシー・マージン総額」を「(保険会社単体)・マージン総額」に改め、同様式第14の1記載上の注意及び第14の2記載上の注意中「掲げる額」の次に「(保険会社に係るものに限る。)」を加え、同様式第14に次のように加える。

(略)

「第2 連結財務諸表

- 1 連結財務諸表の作成方針
- 2 連結貸借対照表
- 3 連結損益計算書
- 4 連結キャッシュ・フロー計算書
- 5 連結株主資本等変動計算書
- 6 連結基金等変動計算書

「第2 連結財務諸表

- 1 連結財務諸表の作成方針
- 2 連結貸借対照表
- 3 連結損益計算書

㌵

㌵

書	4	連結キャッシュ・フロー計算書
	5	連結株主資本等変動計算書
1	6	連結基金等変動計算書
	第3	保険金等の支払能力の充実の状況に関する書

書	4	連結キャッシュ・フロー計算書
	5	連結株主資本等変動計算書
1	6	連結基金等変動計算書
	第3	保険金等の支払能力の充実の状況に関する書 面」 の、回様式に次のように加える。

に改め、回様式に次のように加える。

面」
第3 (表略)

第3 (表略)

	「第2	中間連結財務諸表
	1	中間連結財務諸表の作成方針
	2	中間連結貸借対照表
	3	中間連結損益計算書及び中間連 別紙様式第十四号目次中
	4	中間連結キャッシュ・フロー計
	5	中間連結株主資本等変動計算書
	「第2	中間連結財務諸表
	1	中間連結財務諸表の作成方針
	2	中間連結貸借対照表

	「第2	中間連結財務諸表
	1	中間連結財務諸表の作成方針
	2	中間連結貸借対照表
	3	中間連結損益計算書
	4	中間連結キャッシュ・フロー計
	5	中間連結株主資本等変動計算書
	「第2	中間連結財務諸表
	1	中間連結財務諸表の作成方針
	2	中間連結貸借対照表

<p>結包括利益計算書 及び 3 中間連結損益計算書及び中間連結包 算書 4 中間連結キャッシュ・フロー計算書 1 5 中間連結株主資本等変動計算書 第3 保険金等の支払能力の充実の状況に関</p>	<p>及び 3 中間連結損益計算書 算書 4 中間連結キャッシュ・フロー計算書 1 5 中間連結株主資本等変動計算書 第3 保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面」 ため、同様式に次のように加える。</p>
<p>括利益計算書 にため、同様式に次のように加える。 する書面 1 第3 (表略)</p>	<p>第3 (表略)</p>
<p>「第2 連結財務諸表 1 連結財務諸表の作成方針 2 連結貸借対照表 3 連結損益計算書及び連結包括利 別紙様式第十五号四次に 4 連結キャッシュ・フロー計算書 5 連結株主資本等変動計算書 「第2 連結財務諸表 1 連結財務諸表の作成方針 2 連結貸借対照表 3 連結損益計算書及び連結包括利益計算書 及び 3 連結損益計算書</p>	<p>「第2 連結財務諸表 1 連結財務諸表の作成方針 2 連結貸借対照表 3 連結損益計算書 別紙様式第十五号四次に 4 連結キャッシュ・フロー計算書 5 連結株主資本等変動計算書 「第2 連結財務諸表 1 連結財務諸表の作成方針 2 連結貸借対照表 3 連結損益計算書 及び 3 連結損益計算書 にため</p>

- 4 連結キャッシュ・フロー計算書
- 1
 - 5 連結株主資本等変動計算書
 - 第3 保険金等の支払能力の充実の状況に関する書

に改め、同様式に次のように加える。

面」

第3 (表密)

別紙様式第十六号の十七第14の1記載上の注意及び同様式第14の2記載上の注意並びに別紙様式第十六号の十八第7の1記載上の注意及び同様式第7の2記載上の注意中「掲げる額」の次に「(少額短期保険兼附に係るものに限る。)」を加える。

附則

1 (略)

2 保険業法第百十一条第二項及び第二百七十一条の二十五第一項に規定する説明書類の記載事項のうち、次に掲げるものについては、平成二十四年三月三十一日以後終了する事業年度に係るものについて記載することを要し、同日前に終了する事業年度に係るものにつ

- 4 連結キャッシュ・フロー計算書
 - 1
 - 5 連結株主資本等変動計算書
 - 第3 保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面」
- 、同様式に次のように加える。

第3 (表密)

別紙様式第十六号の十七第14の1記載上の注意及び第14の2記載上の注意並びに別紙様式第十六号の十八第7の1記載上の注意及び第7の2記載上の注意中「掲げる額」の次に「(少額短期保険兼附に係るものに限る。)」を加える。

附則

1 (略)

2 法第百十一条第二項及び第二百七十一条の二十五第一項に規定する説明書類の記載事項のうち、次に掲げるものについては、平成二十四年三月三十一日以後終了する事業年度に係るものについて記載することを要し、同日前に終了する事業年度に係るものにつ

<p> 一 この府令による改正後の保険業法施行規則（次号において「新規則」という。）<u>第五十九条の三第一項第二号ロ(7)及び第三号ハに掲げる事項</u> </p> <p> 二 <u>新規則第二百十条の十の二第一項第三号ロ(7)及び第四号ハに掲げる事項</u> </p>	<p> 記載することを要しない。 </p> <p> 一 この府令による改正後の保険業法施行規則（次号において「新規則」という。）<u>第五十九条の三第一項第二号ロ(6)及び第三号ハに掲げる事項</u> </p> <p> 二 <u>新規則第二百十条の十の二第一項第三号ロ(6)及び第四号ハに掲げる事項</u> </p>
--	--